

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8 月27日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

#### 広島県公安委員会規則第14号

### 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表1 幹部交番の部広島県山県警察署の款中「有馬」を「有間」に改め、同部広島県福山西警察署の款所管区の欄中「鞆町」を「鞆町鞆、鞆町後地」に改め、同部広島県福山東警察署の款神辺交番の項中「新湯野」の次に「、湯野（本湯野）」を加える。

別表2 交番の部広島県呉警察署の款海岸交番の項中「晴海町」の次に「、二川町の一部」を加え、同款呉駅交番の項所管区の欄中「宝町」の次に「、二川町の一部」を加え、同款本通二丁目交番の項中「青山町の一部」の次に「、和庄町の一部」を加え、同款本通六丁目交番の項中「西谷町」の次に「、和庄町の一部」を加え、同款東中央交番の項中「荘山田村」の次に「、二川町の一部」を加え、同款警固屋交番の項中「見晴一丁目～三丁目」の次に「、警固屋町」を加え、同款宮原交番の項中「船見町」の次に「、宮原村」を、「青山町の一部」の次に「、和庄町の一部」を加え、同部広島県海田警察署の款海田市駅前交番の項中「東海田の一部」の次に「、海田市の一部」を加え、同款寺迫交番の項中「東海田の一部」の次に「、海田市の一部」を加え、同部広島県東広島警察署の款八本松交番の項中「（八本松、上組、下組の一部）」を削り、同部広島県安佐北警察署の款可部交番の項中「上原」の次に「、中島」を加え、同款虹山交番の項中「綾ヶ谷（滑下、滑上を除く。）」の次に「、虹山」を加え、同部広島県三原警察署の款三原駅交番の項中「古浜町一丁目～三丁目」を「古浜一丁目～三丁目」に改め、同款糸崎駅前交番の項中「木原町」の次に「、木原一丁目～六丁目」を加え、同部広島県福山西警察署の款駅前交番の項中「高西町一丁目～四丁目」の次に「、南今津町」を加え、同部広島県福山東警察署の款大門交番の項中「大門町」を「大門町（大門の一部を除く。）」に改め、同款深津交番の項中「、東深津町」を削り、同款伊勢丘交番の項中「大谷台一丁目～三丁目」の次に「、大門町（大門の一部）」を加え、同部広島県府中警察署の款駅前交番の項中「土生町」の次に「、桜が丘一丁目～三丁目」を加える。

別表3 警察官駐在所の部広島県音戸警察署の款畑警察官駐在所の項中「音戸町藤脇一丁目～三丁目」の次に「、音戸町（音戸の一部、渡子の一部）」を加え、同款田原警察官駐在所の項中「音戸町早瀬一丁目～三丁目」の次に「、音戸町（渡子の一部）」を加え、同款須川警察官駐在所の項中「宮西平」を削り、「西宇土区」を「西宇土区」に改め、同款本浦警察官駐在所の項中「本浦上河内」を削り、「才の木区」を「才ノ木区」に改め、同款室尾警察

官駐在所の項位置の欄中「室尾」を削り、同部広島県東広島警察署の款西志和警察官駐在所の項中「七条栴坂、志和流通」を「七条栴坂）、志和流通」に改め、同部広島県木江警察署の款鮎崎警察官駐在所の項中「臼島」の次に「、契島」を加え、同部白水警察官駐在所の項中「脇浦」を「脇之浦、大田」に改め、同部広島県山県警察署の款豊平警察官駐在所の項及び吉坂警察官駐在所の項中「向井原」の次に「、見通、扇ヶ谷」を加え、同部広島県三原警察署の款長谷町警察官駐在所の項位置の欄中「長谷町」を「長谷三丁目」に改め、同項所管区の欄中「長谷町」の次に「、長谷一丁目～五丁目」を、「新倉町」の次に「、新倉一丁目～三丁目」を、「沼田町」の次に「、沼田一丁目～三丁目」を加え、同部和木警察官駐在所の項中「平坂」の次に「、姥ヶ原」を加え、同部広島県福山東警察署の款湯田警察官駐在所の項中「湯野」を「湯野（本湯野を除く。）」に改め、同部道上警察官駐在所の項中「十九軒屋」の次に「、新道上、新十九」を加え、同部広島県世羅警察署の款小国警察官駐在所の項中「黒川（拝谷、三日市、後山家、下陰地、横路谷、矢通知、敷名谷を除く。）」を「黒川の一部」に改め、同部津名警察官駐在所の項中「黒川（拝谷、三日市、後山家、下陰地、横路谷、矢通知、敷名谷）」を「黒川の一部」に改める。

別表4警察署の直轄する所管区の部広島県音戸警察署の項中「音戸町波多見一丁目～十一丁目」の次に「、音戸町（音戸の一部）」を加える。

別表備考中「平成18年12月25日」を「平成19年8月27日」に改める。

#### 附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。